相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市北区北二三条西三丁目一番、最後の住所東京都江東区大島八丁目二九番一二号　春月荘一〇五　被相続人　亡　小林　吉長

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

事務所札幌市中央区大通西一四丁目一番地　一三北日本南大通ビル八階　ほりい綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　堀井　雄三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市原町区上町一丁目六四番地、最後の住所福島県南相馬市原町区国見町三丁目二六番地　被相続人　亡　山崎　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

福島県南相馬市原町区南町一―一松本ビル三階　若杉裕二法律事務所　相続財産管理人　弁護士　若杉　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市石田二〇九番地一〇、最後の住所神奈川県相模原市中央区相模原五丁目五番一四号ハヤマコーポ一〇五　被相続人　亡　渡邊　榮典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

東京都千代田区平河町一丁目七番二〇号辻田ビル四階　松崎法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松崎　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市小橋町四七二番地、最後の住所金沢市畝田西四丁目六六番地二県営住宅五棟二〇六号　被相続人　亡　奥村　善文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

金沢市尾張町一丁目二番一号第一大手町ビル四階西井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西井　繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県大月市猿橋町朝日小沢二〇五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　須藤　利幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

山梨県甲府市丸の内二丁目三四番八号第二メグロ会館三―A後藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　後藤　光利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市地内町五番地、最後の住所兵庫県姫路市地内町七番地　被相続人　亡　岡﨑惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

兵庫県高砂市荒井町若宮町二番七号　相続財産管理人　司法書士　助永　嘉伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒郡斑鳩町**龍**田北五丁目一六八九番地、最後の住所奈良県生駒郡三郷町三室二丁目一一番三号　被相続人　亡　安井　太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル三階　相続財産管理人　弁護士　谷口　宗彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市灘町三丁目一一四番地、最後の住所鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津四二番地八　被相続人　亡　松本　美保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

鳥取県米子市安倍一七八番地一　八〇四号　相続財産管理人　田中　健雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県木田郡三木町大字平木六〇番地八、最後の住所香川県木田郡三木町大字平木六〇番地二〇　被相続人　亡　福光　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年11月７日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①清栄産業株式会社　②東京都知事(6)58461　③代表取締役　吉田正剛　④東京都渋谷区千駄ヶ谷３―50―11明星ビル内　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区千駄ヶ谷３―50―11明星ビル内　清栄産業株式会社　代表取締役　吉田正剛

平成二十四年十一月七日

高松市桜町一丁目六番一八―一〇一号　相続財産管理人　大谷　直彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市城崎町二丁目五九三七番地、最後の住所大分市城崎町二丁目三番三一号　被相続人　亡　本**荘**　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

大分市中島西一丁目五番二号ジブラルタ生命大分ビル六階大分共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古田　邦夫

任意清算公告

当社は、平成二十四年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十一月七日

三重県四日市市楠町本郷一六〇四番地一二　山崎工建合資会社　代表社員　山崎　光広